

コンベンションをお考えの皆様へ

コンベンション 開催補助金 のご案内

いわき市コンベンション開催補助金制度

補助対象事業

- (1) 市外からの来客が見込まれ、かつ、市内延べ宿泊者数が30人以上の会議等の大規模コンベンションであること。
- (2) 産業の振興もしくは学術、芸術又は文化の向上に寄与するものであること。
- (3) 2日以上のお会期で開催されるものであること。
- (4) 国または地方公共団体の主催又は共催事業でないこと。
- (5) 政治的又は宗教的活動を目的としたものではないこと。
- (6) 公序良俗に反するものではないこと。
- (7) 開催順序があらかじめ定められており、本市の開催順となり開催されるものでないこと。

補助金交付額

市内延べ 宿泊者数	30～ 99人	100～ 199人	200～ 299人	300～ 以上
補 助 限度額	100,000円 まで	150,000円 まで	300,000円 まで	500,000円 まで

※補助率は補助対象経費の2分の1以内です。

※詳しい要綱や各様式は下記ホームページ、もしくは右下 QRコードよりダウンロードできます。URL <https://kankou-iwaki.or.jp/news>

※予算が上限に達した段階で終了となります。



一般社団法人
いわき観光まちづくり
ビューロー

〒972-8321 福島県いわき市常磐湯本町向田3-1
(いわき市石炭・化石館内)

TEL.0246-44-6545 FAX.0246-44-6546

mice@iwaki-kankou.or.jp



申請と交付の流れ

教育旅行
事業者

(一社)
いわき観光
まちづくり
ビューロー

【申請期限】

事業実施10日前まで必着

① 交付申請

【提出書類】

- コンベンション開催補助金 交付申請書（第1号様式－別紙1）
- 事業計画書（第1号様式－別紙1）
- 事業収支予算書（第1号様式－別紙2）
- 補助対象事業の開催要項又はチラシ等、事業内容がわかる書類
- その他、会長が必要と認める書類

② 交付決定通知

- 交付決定通知書（第2号様式）を郵送にて通知

変更・中止の際は別途手続き有り（様式3）

【報告期限】

事業完了後20日以内まで必着

③ 実施報告書

【提出書類】

- コンベンション開催補助金実績報告書（第6号様式）
- 事業実績書（第6号様式－別紙1）
- 収支決算書（第6号様式－別紙2）
- 宿泊者名簿（第6号様式－別紙3）
- その他、会長が必要と認める書類

④ コンベンション開催補助金の交付確定通知

- 補助金確定通知書（第7号様式）を郵送にて通知

⑤ 交付請求

【提出書類】

- 補助金等交付請求書（第5号様式）

⑥ 助成金の交付

※ 交付請求後速やかに振込

※ 詳しい要綱や規定、各様式はホームページ（前面）よりダウンロードしてください。

